機密性２

平成[redacted]年[redacted]月

整骨院・接骨院　御中

[redacted]

柔道整復施術療養費の適正な申請について（お知らせ）

平素より、健康保険制度の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、[redacted]では、柔道整復施術療養費（以下「柔整療養費」という。）の適正な支給を行うため、柔道整復施術療養費審査委員会（以下「審査会」という。）を設置し、支給申請書の内容について、施術及び柔整療養費の受領委任にかかる関係法令の規定等に基づき、申請等の適否を審査しております。

つきましては、昨年度の審査会において支給申請の内容に疑義が指摘された事例を次のとおりお知らせ致しますので、会員様へご周知いただき、より一層の適正な申請に御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

記

【審査会で疑義が指摘された事例（抜粋）】

- 傾向的に３部位以上の多部位施術がみられる施術所
- 傾向的に月 10 日以上の頻回施術がみられる施術所
- 傾向的に同一患者に対する長期（負傷・治癒を繰返す）施術がみられる施術所

以上